

資料3

政府における税制等の検討状況

平成 14 年 7 月 24 日

内閣府男女共同参画局

1. 税制調査会「るべき税制の構築に向けた基本方針（抄）」

（平成 14 年 6 月）————— 2

2. 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002（抄）」

（平成 14 年 6 月 25 日閣議決定）————— 5

3. 「内閣総理大臣指示」（平成 14 年 6 月 7 日

第 16 回経済財政諮問会議）————— 8

4. 内閣総理大臣から税制調査会に指示があったとされる

来年度税制改正で具体化を図るべき主な事項————— 11

税制調査会「るべき税制の構築に向けた基本方針（抄）」
(平成14年6月)

第二 個別税目の改革

一 個人所得課税

2. 今後の改革の方向

(1) 基本的考え方 ー広く公平に負担を分かち合う

① 諸控除

「口. 諸控除の見直しに当っては、男女共同参画社会の進展や雇用慣行の変化等のライフスタイルの多様化、少子・高齢化の進展といった構造変化に対し、税負担に歪みが生じないような、また、経済社会の中で行われる個々人の自由な選択に介入しないような中立的な税制とすることも重要である。」

② 税率構造

「・・・これ以上の税率の引き下げは適当でない。・・・」

(2) 諸控除の見直し

① 家族に関する控除

イ. 人的控除の簡素化・集約化

「(イ) 所得税・住民税においては、家族構成など個々人の生活上の事情を納税者の担税力の減殺要因とみて、様々な人的控除等を設けている。これらについては、以下の点を考慮し、(1)①で述べた視点から検討されるべきである。

- a 制度創設時と比べ社会保障や教育等の分野において各種の「インフラ」が整備されてきている一方、個々人の生活上の事情は様々であり、税制で個別に配慮することには自ずと限界があるほか、生活が豊かになり、配慮すべき事情についての国民の価値観も多様化していること
- b 割増・加算措置が追加されてきた結果、本人に係る控除に比べ家族に係る控除の方が大きくなってしまっており、また制度が複雑になっていること

(ロ) 具体的には、次のような適正化措置を講じることにより、基本的には、家族に関する控除を基礎控除、配偶者控除、扶養控除に簡素化・集約化すべきと考える。

- a 特定扶養控除、老人扶養控除等の様々な割増・加算措置、勤労学生控除や寡婦（夫）控除等の特別な人的控除は、廃止を含め、制度をできる限り簡素化すべきと考える。なお、障害者控除のように真に配慮

が必要な者についての控除については引き続き存置する。

- b 配偶者特別控除については、配偶者の収入の増加に応じて世帯主本人の控除額が減少する仕組みがとられていることにより、パート労働者の就労調整の原因とされる世帯の税引後手取りの逆転現象は税制上解消されている。しかしながら、配偶者控除の上乗せという仕組みであるため、配偶者については世帯主本人に二つの控除が適用されることとなり、本人や、他の扶養親族に係る配慮とバランスを失すこととなっている。また、男女共同参画社会の形成の観点からは、男女の社会における活動の選択に対し中立でないという指摘も多い。これらを踏まえれば、配偶者特別控除については、基本的に制度を廃止することが考えられる。なお、その際、税引き後手取りの逆転現象について税制上何らかの配慮は必要であろう。

□. 人的控除の基本構造の更なる見直し

次に、これらの3控除（基礎控除、配偶者控除、扶養控除）からなる人的控除の基本構造の更なる見直しについては、論点を明確化するため、あえて次の三つの異なる考え方を示し、国民の議論に付したい。

この際、考え方2または考え方3のように、配偶者控除や扶養控除を廃止する場合には、基礎控除を拡充することをあわせ考慮に入れる。
(考え方1—基礎控除、配偶者控除、扶養控除の三つの人的控除で構成する)

扶養による担税力の減殺に配慮するという、現行の人的控除の趣旨を踏まえたもの。さらに、配偶者と扶養親族の区別をなくすことにより、「家族控除（仮称）」と基礎控除の二つに集約する案もある。ただし、男女共同参画社会の形成の観点からは、配偶者控除の廃止（前述）にとどまらず、配偶者控除そのものも廃止すべきとの意見もある。

(考え方2—配偶者控除を廃止するとともに、扶養控除については児童及び老齢の親族のみに対象を限定する)

基本的には、本人の基礎控除のみとするとの考え方に基づくもの。成人は自ら就労して所得を稼得し、自らに基礎控除を適用する可能性を持つため、これを扶養する者について扶養控除の適用を認めない。しかし、児童及び老齢の親族については、就労する機会も乏しく、自らに基礎控除を適用する可能性が少ないとから、扶養控除として取り込むという趣旨。扶養に伴う担税力の減殺に配慮しないことに加え、親族が一定の年齢に達するだけで本

人の税負担が急変してしまうなどの問題がある。

(考え方 3-配偶者控除及び扶養控除を廃止する一方、児童の扶養について税額控除を設ける)

本人の基礎控除のみとするとの考え方を徹底しつつ、別途、児童の養育に対し、税額控除という形で配慮するもの。所得控除と異なり、所得の多寡にかかわらず同等の配慮が可能となる（ただし、非納税者には及ばない）。他方、扶養に伴う担税力の減殺を全く認めないとといった考え方は個人所得課税制度になじみにくく、また、他の所得控除と税額控除が混在することとなるため制度として複雑になる。

(3)個人住民税のあり方

③均等割

「また、生計同一の妻に対する非課税措置については、男女共同参画社会の進展を踏まえ、個人単位課税の観点からそのあり方を見直す必要がある。」

(注) 下線は、内閣府男女共同参画局。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」

(平成 14 年 6 月 25 日閣議決定) (抄)

第 2 部 経済活性化戦略

1. 経済活性化戦略の基本的考え方

(高齢者、女性、若者等が、ともに社会を支える制度の整備)

「・・・男女共同参画社会を構築し、女性が働くことが不利にならない制度設計にする。・・・」

- ・厚生労働省は、雇用保険 3 事業について、平成 15 年度から、雇入助成の縮減、雇用維持支援から労働移動・能力開発支援への重点化等により、抜本的合理化を図る。
- ・厚生労働省は、年金をはじめとする社会保障制度について、持続可能で公平な制度の構築に向け、給付と負担のあり方等を抜本的に見直すほか、年金のポータブル化の拡充、短時間労働者に対する社会保険の適用拡大、第 3 号被保険者制度のあり方について見直す。」

第 3 部 税制改革の基本方針

<はじめに>

「・・・第 2 に、すべての人が参画し、負担し合う公正な社会にすることをめざす。・・・」

1. 税制改革の必要性

(1)低迷する日本経済と税制改革

「・・・

構造改革が目指すのは、『人』を重視する国である。これまで、税制を始めとする諸制度は、均一化された家族やライフスタイルを前提としがちであった。個人が選択するライフスタイルが多様化する中、一人ひとりの多彩な個性と能力が尊重されるよう、税制もまた変革を迫られている。」

(2)税制の現状認識

「・・・個人や企業の選択に歪みをもたらしているのではないか、・・・等の指摘がある。」

2. 目指すべき経済社会と税制改革

(1)目指すべき経済社会の姿

「・・・『人』を何よりも重視し、多様なライフスタイルの下で、国民一人一人

が個性と能力を十分に發揮する。・・・」

3. 税制改革の視点

「税制改革の検討は、次のような視点に立って行うこととする。

・
(2)第2に、多様なライフスタイルの下で、国民一人一人が個性と能力を十分に發揮する。男女共同参画社会の実現が重要な課題であり、仕事と育児の両立のための環境整備を進めるとともに、女性の就業を始めとするライフスタイルの選択に中立的な社会制度の構築を進める。」

4. 税制改革の進め方

「・・・今次税制改革は、2003年度に着手し、・・・可能なものから順次実施し、『改革と展望』の期間内(～2006年度)に完了させることを目指す。・・・」

5. 税制改革及びそれに関する検討項目

「『めざすべき経済社会の姿』を実現するために、今後の税制改革及びそれに関する検討項目は以下のとおり。

(1)持続的な経済成長を実現するために

『広く薄く簡素に』の観点から、所得税・住民税・法人に対する課税の負担構造を検討する。・・・

(2)多様なライフスタイルのために

就労などの選択に歪みを与えないよう、配偶者に関する控除等に関する検討する。検討に当っては、社会保障制度見直しとの関連にも十分配慮する。・・・」

第4部 歳出の主要分野における構造改革

2. 社会保障制度

(3)今後の社会保障制度改革の基本方針

(ii)年金制度の改革

「・・・年金制度の改革に当っては、次のような視点に立って行うべきである。

・
・
・

③年金制度は社会のあり方と密接に関わるものであり、21世紀の我が国社会がめざしている『生涯現役社会』や『男女共同参画社会』の理念とも合致した年金制度を構築していくものでなければならない。

・
・
・

このような視点に立って、平成16年に予定される年金制度の改革に向けて、・・・年金制度改革の基本的な方向について、早急に議論を始め、その改革に積極的に取り組んでいく。」

(iii)医療制度の改革

「・・・今年度中に、保険者の統合・再編を含む医療保険制度の体系のあり方、新しい高齢者医療制度の創設、診療報酬体系の見直しについて、基本方針を策定する。」

第5部 経済財政の姿と15年度経済財政運営の基本的考え方

1. 経済財政運営の基本的考え方

(3)構造改革の推進と今後の検討について

「・・・

税制改革については、本方針の下、政府税制調査会等において具体的に検討され、経済財政諮問会議においては、経済と税制、歳出と歳入の整合性等の観点からの検討を行いつつ、改革の進捗状況についてフォローアップを行う。」

(注) 下線は、内閣府男女共同参画局。

内閣総理大臣指示

平成 14 年 6 月 7 日
第 16 回 経済財政諮問会議

今月下旬に予定される、いわゆる「骨太の方針—第 2 弾（仮称）」の取りまとめに当たり、私の考えを明らかにしておきたい。

（税制改革について）

今次税制改革については、先ず第 1 に、「包括的かつ抜本的な税制改革」とする必要がある。この税制改革には、平成 15 年度から着手し、「改革と展望」の期間内（18 年度まで）に完了することとした。なお、時限的な政策税制を行なう場合も、税制改革全体との整合性を保つ必要がある。

第 2 に、「経済社会の活力」を最重視する。グローバル化の中で日本経済の競争力を強化し、雇用を創出していくためには、企業活動の活発化が大前提となる。実効税率の引き下げと課税ベースの拡大が重要である。

第 3 に、「すべての人が参画し、負担し合う公正な社会」をつくる必要がある。「広く薄く」等の理念の下、税制改革に取り組み、個人や企業の多様な選択に歪みを与えない税制を構築していく。また、国民にわかり易い簡素で透明な税制としていく必要がある。

第 4 に、「財源なくして減税なし」を基本とする。税制改革の財源は、原則として国債に依存しない。税制改革は歳出改革と一体となって行い、財政収支を中期的に改善していく。

また、国と地方双方が歳出削減努力を加速しつつ、必要な行政サービス・歳出水準を見極めるとともに、経済活性化の進展状況及び財政状況を踏まえ、「改革と展望」の期間内に必要な税制上の措置を判断することとした。

(地方行財政改革について)

地方行財政改革については、これを強力かつ一体的に推進する必要がある。先ず、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大する。具体的には、地方分権改革推進会議の調査審議も踏まえつつ、福祉、教育、社会資本などを含めた国庫補助負担事業の廃止・縮減について、私が主導し、各大臣に責任を持って検討していただき、年内を目途に結論を出したい。

これを踏まえ、国庫補助負担金（以下、補助金という）、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこに至る具体的な改革工程を含む改革案を今後1年以内を目途にとりまとめたい。

この改革案においては、補助金について、「改革と展望」の期間中に、数兆円規模の削減を目指す。同時に地方交付税の改革を行なう。9割以上の自治体が交付団体となっている現状を大胆に是正していく必要がある。このため、この改革の中で、交付税の財源保障機能全般について見直し、「改革と展望」の期間中に縮小していく。他方、地方公共団体間の財政力格差を是正することはなお必要であり、それをどの程度、また、どのように行なうかについて議論を進め、上記の改革案に盛り込む。これらの改革とともに、廃止する補助金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要のあるものについては、移譲の所要額を精査の上、地方の自主財源として移譲する。

さらに、現在、地方においては約14兆円の財源不足が生じている。歳出削減や地方税の充実など様々な努力により、できるだけ早期にこれを解消し、その後は、交付税による財源保障への依存体質から脱却し、真の地方財政の自立を目指す。

また、改革の受け皿となる自治体の行財政基盤の強化が不可欠であり、市町村合併へのさらに積極的な取組みをお願いしたい。

(社会保障制度改革について)

社会保障制度改革については、その第1弾として、医療制度改革を実行した。関連法案は国会審議中であるが、早期成立と実施に全力をあげる。

今後も医療制度改革を継続するとともに、物価動向等を反映した給付の見直し、年金制度改革をはじめとする改革に取組む。16年に予定される年金制度の改革に向け、経済財政諮問会議としては、当面、将来にわたって持続可能な制度の構築、「生涯現役社会」や「男女共同参画社会」など社会の変化に対応した制度への変革、世代間・世代内の公平、給付と負担のバランス等、年金制度改革の論点を明確にするとともに、6月以降も引き続き検討を行なっていく。

(歳出改革について)

「負担に値する質の高い小さな政府」を実現するために、歳出改革、すなわち、歳出の質の改善及びそれと一体となった歳出の削減・合理化を加速する必要がある。このため、諮問会議を活用しつつ、私が基本方針を示した上で、各大臣が責任を持って各省庁の政策・歳出を「根元」から変革する。

14年度予算においては、歳出全体を5兆円削減し、2兆円を重点7分野に回した。15年度予算においては、重点分野について、経済活性化効果やそれぞれの分野に関する政策効果の観点等から具体的に絞込み、一層メリハリの効いた予算編成を行う。また、国・地方を通じて総人件費の抑制に取組むとともに、全ての分野で歳出改革を加速することにより、一般歳出及び一般会計歳出全体について実質的に14年度の水準以下に抑制することを目標とする。また、地方財政計画の歳出を抑制することにより地方交付税を抑制する。これらの努力により国債発行額をできる限り小さくする。

道路等の「特定財源」については、長期計画や今次税制改革と一体的に、その在り方を見直し、可能なものは平成15年度から具体化する。なお、これら諸税の税率については、これらの税が有する種々の環境改善効果などに十分配慮し、決定する。

(経済活性化戦略について)

我が国経済の再生を図るには、構造改革特区を含め規制改革を推進することなどにより、民間の知恵と活力を引き出すことが不可欠である。

「経済活性化戦略」については、前回の諮問会議で審議された最終案をもとに6月中に政府の方針を決定する。その上で、総合科学技術会議、IT戦略本部等をはじめとする関係機関、関係府省が協力して、迅速かつ徹底して施策を推進し、経済財政諮問会議が中心となってフォローアップを強力に行なうなど推進体制を整備する。

(終わりに)

以上が私の基本的考え方である。「骨太の方針第2弾」の取りまとめに向け、諮問会議における議論をさらに精力的に行なっていきたい。

内閣総理大臣から税制調査会に指示があったとされる
来年度税制改正における具体化事項
(税制調査会議事録等による。平成14年6月7日。)

1. 配偶者特別控除、特定扶養控除等の簡素・集約化
2. 外形標準課税の導入による法人課税の実効税率の引下げ
3. 研究開発減税・投資減税の集中
4. 消費税の免税点制度等の見直し
5. 相続税の最高税率の引下げ・控除の見直しと生前贈与の円滑化